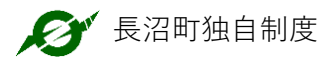


長沼町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金

交付概要



原油価格高騰対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び燃油価格高騰による運送事業者等の経営に及ぼす影響の緩和と事業継続を支援するため、車両台数に応じて支援金を交付します。

【対象事業】

令和4年4月1日以前から長沼町内で次の事業を主たる事業として営んで事業収入を得て、申請日時点で事業を継続しており、支援金の受領後も事業を継続する意思があること。

- 1 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法）
 - (1) 一般貨物自動車運送事業（法第2条第2項）
 - (2) 特定貨物自動車運送事業（法第2条第3項）
 - (3) 貨物軽自動車運送事業（法第2条第4項）
- 2 貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法第2条第8項）
- 3 道路運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）（道路運送法）
 - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業（法第3条第1号イ）
 - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業（法第3条第1号ロ）
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業（法第3条第1号ハ）
- 4 廃棄物収集運搬事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第14条第1項）
- 5 自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項）

【支援金額】

令和4年4月1日において町内の事業所に配置されて事業の用に供する車両に対し、次の表に基づき支援金を交付します。ただし、次の表のほか、休車車両、有償旅客運送及び貨物運送以外の営業車両は、対象外となります。

No.	区分	規格・仕様	支援額
1	貨物軽自動車運送事業車両	黒ナンバー	11,000円/台
2	貨物普通自動車運送事業車両	緑ナンバー、車両総重量5t未満	39,000円/台
3	貨物中型自動車運送事業車両	緑ナンバー、車両総重量5t以上11t未満	57,000円/台
4	貨物大型自動車運送事業車両	緑ナンバー、車両総重量11t以上	100,000円/台
5-1	旅客自動車運送事業車両	緑ナンバー、乗車定員10人以下	39,000円/台
5-2	〃	緑ナンバー、乗車定員10人以下、ハイブリッド	4,000円/台
6	旅客自動車運送事業車両	緑ナンバー、11人以上	100,000円/台
7	廃棄物収集運搬事業車両		57,000円/台
8-1	自動車運転代行業車両		39,000円/台
8-2	〃	ハイブリッド	4,000円/台

申請書類・受付等

【申請書類・添付書類】

- 1 長沼町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金交付申請書（別記様式第1号）
- 2 長沼町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金交付対象車両一覧（別記様式第2号）
- 3 誓約書（別記様式第3号）
- 4 営業実績がわかるもの（運送業許可証、廃棄物収集運搬業許可書、運転代行業の認定書、貨物軽自動車運送事業経営届出書控え用）の写し
- 5 確定申告書の写し
- 6 交付対象車両の車検証の写し（申請する車両全台数分）
- 7 交付対象車両の写真
- 8 振込先口座の通帳の写し（申請者名義のもの）

※ 詳細は町ホームページの「長沼町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金交付要綱」を必ずご確認ください。

※ 申請書類は、町ホームページからダウンロードいただくか、産業振興課で申請書をお渡しします。

【受付方法及び受付期間】

1 受付は**郵送申請のみ**となります。（感染症の拡大防止のため、**ご持参による申請は不可**）

(1) 受付期間：**令和4年10月3日（月）から令和4年11月30日（水）【消印有効】まで**

(2) 宛先

郵便番号：〒069-1392

住 所：夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号

宛 名：長沼町役場産業振興課 運送事業者等支援金申請受付

お問合せ先

長沼町役場 産業振興課商工観光係

電話番号：0123-76-8019（直通）

受付時間：8時30分から17時15分まで（平日のみ）